

記入例

※一般的な記入例ですので、不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

いの町役場
町民課 戸籍係
(088)893-1117

離婚届

令和元年5月1日届出

高知県吾川郡いの町 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	開票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	伊野 一郎 (伊野印) 高知 三郎 (高知印)
生年月日	昭和23年5月10日 昭和20年9月25日
住所	高知県吾川郡いの町 1400番 号 高知県高知市本町5丁目 1番45号
本籍	高知県吾川郡いの町 枝川 2462番 高知県高知市丸の内1丁目 番地 2 20号

※協議離婚の場合は、成人2名の証人が必要です。どなたでもかまいません。夫婦でなられる場合は、各自別々の印を押してください。
※裁判離婚の場合は必要ありません。
※離婚する当事者はなれません。

(1) 氏名	夫 伊野 太郎 妻 伊野 花子
生年月日	昭和50年4月1日 昭和52年10月5日
住所	高知県吾川郡いの町 1700番1号2015 高知県吾川郡いの町 1700番1号2015
世帯主の氏名	伊野 太郎 伊野 太郎
(2) 本籍	高知県吾川郡いの町枝川 2462番 伊野 太郎
父母の氏名	夫の父 伊野 一郎 続き柄 妻の父 高知 三郎 続き柄
母	丸子 長 男 角子 次 女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 伊野 太郎
(6) 同居の期間	平成20年6月から 年 月 日まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(8) 別居する前の住所	番地 番 号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
(10) 夫妻の職業	夫の職業 会社員 妻の職業 無職
届出人	夫 伊野 太郎 (伊野印) 妻 伊野 花子 (伊野印)
署名押印	
事件簿番号	住所を定めた年月日 連絡先 電話 088(893)1117

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届) → 別添
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。 [面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること]
□まだ決めていない。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。 [養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など]
□まだ決めていない。
詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎印は各自別々の印を押してください。
◎届出人の印をご持参ください。

窓口、または夜間休日に提出する日を記入して下さい。

※夜間、休日の提出は宿直受付となり、戸籍届出のみとなります。住所変更等はお取扱できません。

養父母がいる場合は「その他」の欄にそれぞれの氏名を書いて下さい。

この欄は旧姓に戻られる方のみ記入して下さい。

別居した時の年月日は、別居を始めた年月日を書いてください。別居をしていない場合は書かないで下さい。

職業は、国勢調査の年のみ記入して下さい。

日中に連絡のとれるところを記入して下さい。携帯電話でもかまいません。